

誓 約 書

飯山市農業委員会長 宛

このたびの農地法第3条第1項による許可申請に関して、次の事項を誓約します。

(個人・法人共通)

農道・用水・灌漑設備に関する利用の取り決めや受益者負担等について、地域の農業関係者(農業委員、農地利用最適化推進委員、中山間直接支払制度又は多面的農地の役員など)に確認を行います。 また、地域で行われるそれらの維持管理活動に参加・協力をします。	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
近隣農地の営農の支障とならないよう、農地の耕起や草刈りを定期的に行い、農地を適正に管理します。	<input type="checkbox"/>
作物をつくるのに必要な期間は、当地に滞在し、必要な農作業を行います。	<input type="checkbox"/>
病害虫の発生防止対策や鳥獣被害防除対策に取り組みます。 また、農薬は法令に従い適正に使用します。	<input type="checkbox"/>
【農地を取得する場合】 当該農地は耕作の用に供することを目的として取得するものであり、資産保有や投機、転用等を目的とするものではありません。	<input type="checkbox"/>
【農地を借り受ける場合】 当該農地は契約期間満了まで耕作の用に供し、耕作放棄したり、転借したりしません。	<input type="checkbox"/>

(法人のみ)

農地法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により、当法人の事業状況等に関する報告書を、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業委員会に提出します。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

令和 年 月 日

申請者(譲受人) 住 所

氏名(名称)